

2015 年 2 月 10 日発行

発行（弁）公園通法律事務所 自治体債権グループ

代表弁護士 瀧 康 暢

◆今号の目次

①連携業務案内－メール相談（一部省略）

②生活再建型滞納整理の取組事例（略）

③Q A 租税債権

転出した軽自動車（原動機付自転車）税の納税義務者への通知書の送達先

（〔Q A 税外債権〕、今号はお休み）

④無料マニュアル配布のお知らせ（略）

⑤今後の研修会のお知らせ

① 当事務所の自治体債権回収支援業務のご案内

【租税債権、税外債権回収のメール相談】

▲概要およびメール相談の流れ（略；当事務所ホームページ参照）

●当事務所がメール相談の業務委託を受けている自治体と相談件数

神奈川県横須賀市、滋賀県大津市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、奈良県天理市

多い自治体で年間 80 ～ 100 件、少ない自治体でも 40 件ほどの質問を受けています。

●費用

年額 60 万円（2 か月に 1 回程度の面談相談を含む）

② 生活再建型滞納整理の取組事例

（ホームページでの公開は当面控えさせていただいております）

③ 租税債権 Q A

Q. 転出した軽自動車税の納税義務者への文書の送付先

【事例概要】

軽自動車税（特に原付）については、登録が簡易なことから、廃車や名義変更を行わずに転出し、滞納が続くケースがある。納税義務者には 20 代の者が多く、就職や結婚により市外に転出したものと思われる。

催告に反応しない者について、過去の住所地に家族が住んでいる場合、実家と判断してそこに送付している。今のところ 5 割くらいの確率で完納、廃車（名義変更含）に至っており、一定の成果を上げている。現状のところ特に問題は発生していない。

【質問事項】

住民登録地と異なる住所に納付書を送付することは法的に問題がないのでしょうか。

現在のところ、軽自動車はその種別に関わらず定置場を登録することになっているため、軽自動車の使用の根拠地である定置場の住所に送付しているため問題はないと判断しています。法的には地方税法 20 条 1 項の「営業所又は事務所」に定置場が該当するかがポイントと思われますが、どうでしょうか。

【具体事例】

市外に転出した 25 歳の男性について、軽自動車税が 3 年分 3,000 円の未納となった。当市での転出前の住所を確認すると、本人の家族が現在も住んでいる。一戸建てのようで、実家と判断。家族から何らかのアクションがあることを期待して差押予告書を送付した。

結果として、滞納分は同封した納付書で一括納付。後日、困惑した母親より、電話があったので、廃車の手続きについて案内をした。

【質問の意図】

軽自動車税は、滞納額が少額のため調査や滞納処分の優先順位は下がる。しかし、登録が残っているため毎年課税がされるので、廃車させたい。また県外転出者の処分となりコストもかかるので、家族に賦課と滞納額を認識してもらうことにより、納付と廃車手続が期待できる。

A.

【結論】

納付通知、督促状は、原則として、納税義務者の現住所地に送るべきです。

本事例の場合、転出先の現在の住所（居所）に納付書を送付すべきと考えられます。

主たる定置場の認定があるからといって、実態がない定置場を「営業所、事務所」と解することは極めて困難です。

【理由】

そもそも、地方税法の送達とは、賦課徴収に関する書類の内容を納税義務者に知らせるために、書類を交付する行為（交付送達、郵送送達）、書類の内容を知らせる機会を与える行為（公示送達）をいいます。

したがって、納税義務者が、租税債務を負担していること、納期を過ぎて納付していないことを認識し得る場所に送達されなければなりません。

そこで、地方税法は、「その送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所」に送付することを原則としたわけです（地方税法 20 条 1 項）。

「住所、居所」とは、「生活の本拠」を言います（民法 22 条、地方税法総則逐条解説 506 頁参照）。必ずしも、住民票上の住所と「生活の本拠」は一致するものではなく、実態に応じて、住民票上の住所以外の住所が、「住所、居所」か、判断する必要

があります（第2版我妻・有泉コンメンタール民法102頁）。

「定置場」は、送達先の「住所、居所」等を認定する判断材料、ひとつの手がかりとすべきものであって、「定置場」たる住所地が送達すべき「住所、居所」に該当すると即断すべきではありません。

「地方税取扱いの手引き」（地方税制度研究会編 平成24年10月改訂版）1267頁によれば、主たる定置場とは、「軽自動車等の運行を休止した場合において、主として駐車する場所」とされています。そして、主たる定置場の認定に際しては、明確な反証がない限り、原付自転車は、所有者の住所地に主たる定置場があるものとして取り扱うものとされています。また軽自動車は、自動車検査証に記載された使用の本拠の位置（登録時に所有者が所有の本拠の位置として申告した住所）に定置場があるものとして取り扱うものとされています。

したがって、認定した定置場を、一次的に納税者の住所地として、納付書を送ることは問題ありません。

しかし、住民登録も異動し、現実に転居し、住民登録地で居住していることが確認されているのであれば、定置場として認定した場所（実家）に、納付通知を送っても納付通知の効果（送達の効果）は生じません。

時効中断の効力も生じませんし、その後の滞納処分もできないことになるので、注意してください。

なお、原則として現在の住所地に納付書を送付すべきですが、所有者（納税義務者）から送達場所の届出があれば、現在の住所地・居住地以外に送達することは許されると考えられます。たとえば、地方税法総則逐条解説の507頁には、「送達を受けるべき者から、書類の送達場所について書面により申し出があった場合には、その申し出のあった場所に送達してもさしつかえない」との記述があります。

◆税外債権Q A（今号はお休み）

⑤ 研修会・講演会の予定（自治体債権管理・回収、生活再建型滞納整理）

2015年

1月29日 三重県都市徴収連絡協議会

「自治体債権の適正管理・生活再建型滞納整理の勧め」

2月6日 和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合 債権管理研修会

「自治体税外債権の適正管理および適法な債権放棄」

2月26日 岐阜県税事務所（所内研修、県内市町村、県職員対象）

「税債権徴収強化の現状と低所得世帯への対応について」

3月3日 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）（千葉幕張）

「水道料金の経営管理」クラス「水道料金の徴収・滞納整理」

4月17日 愛知県小牧市収納対策室（庁内研修）（予定）

「債権管理・回収研修会」

5月22日 静岡市財政局財政部財政課債権管理係（庁内研修）（予定）

